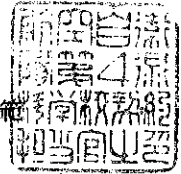


公 告

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 年 徳 清 範



下記により一般競争入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- 1 競争入札に付する事項 : (1) 件 名 : ボイラー及び第一種圧力容器定期整備
(2) 規 格 : 仕様書のとおり
(3) 履 行 場 所 : 航空自衛隊熊谷基地
(4) 履 行 期 間 : 契約締結日～令和5年3月31日
- 2 入札日時 : 令和4年5月9日(月) 14時00分
- 3 入札場所 : 航空自衛隊 熊谷基地 会計課 入札室
- 4 入札参加資格 : (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
(2) 次の資格を付与されていること。
ア 資格 防衛省競争参加資格・全省庁統一資格
イ 年度 令和4・5・6年度
ウ 種別 役務の提供等
エ 地域 関東甲信越
オ 等級 A B C D
(3) 契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前身により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 : 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札決定方式 : 総額決定
- 7 保証金 : 入札保証金 免除、契約保証金 免除
- 8 入札の無効 : (1) 参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
(2) ファックス等による入札は認めない。
- 9 契約書の作成の有無 : 有
- 10 適用する契約条項等 : 航空自衛隊標準契約条項 役務供給契約条項及び適用契約条項 暴力団排除に関する特約条項(工事以外)
- 11 契約条項を示す場所 : 航空自衛隊熊谷基地会計課及び熊谷基地ホームページ内
- 12 その他 : (1) 入札への参加を希望する者で、現場確認を必要とする者は令和4年4月25日(月)まで申し込みを行うこと。
(2) 入札辞退の際は入札書に辞退の旨を記入し提出すること。
(3) 全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しを入札日時までに提出すること。
(4) 代理人の入札参加は、委任状を持参すること。
(5) 郵便等の入札も可とする。配達記録を有する手段により入札日時までに必着とする。なお、抽選の場合で、くじを引かない者があるときは、予決令第八十三条二項により、入札事務に係らない職員がくじをを引くものとする。
(6) 郵便等で提出する入札書は、入札投函用の封筒に1(1)に記載されている入札件名を明記して封をしたのち、その封筒を郵送用の封筒の中に入れ発送すること。その際に使用する筆記具の色は問わないものとする。
(7) 本書記載事項の契約に関する事項及び入札書等の記載方法等についてのお問い合わせは、会計課契約班に照会のこと。
仕様書の細部等についてのお問い合わせは、下記現場確認担当者に照会のこと。

会計課契約班 (Tel:048-532-3554 内線287 担当:折田)

現場確認担当者(Tel:048-532-3554 内線417 担当:角田(つのだ))

入札書

件名 ボイラー及び第一種圧力容器定期整備

規格 仕様書のとおり

総額 ¥

履行場所 航空自衛隊熊谷基地

履行期間 契約締結日～令和5年3月31日

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和4年5月9日

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 年徳清範 殿

住所

会社名

代表者名

(代理人氏名)

印

印

委任状

当社は、を代理人と定め、下記の入札

並びに見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 ボイラー及び第一種圧力容器定期整備

代理人使用印鑑 印

令和4年5月9日

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 年 徳 清 範 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

航空自衛隊熊谷基地役務仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	仕様書番号	
	性質による分類	熊谷一施0048-1	
物品番号		承認	平成30年 4月11日
件名	ボイラー及び第一種圧力容器 定期整備	作成	平成30年 4月 4日
		改正	平成31年 4月 2日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第4術科学学校業務部施設課
1 総則			
(1) 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊熊谷基地ボイラー室に設置されているボイラー及び各機械室に設置されている第一種圧力容器の定期整備について適用する。			
(2) 履行基準 本仕様書によるほか、次の関係諸規定に基づき実施するものとする。 ボイラー及び圧力容器安全規則			
2 整備に関する要求			
(1) 性能検査までに、ボイラー及び圧力容器（貯湯槽、熱交換器）を開放し、内外部及び付属品の整備を完了して、検査官の確認を受けるものとし、性能検査終了後速やかに組立、復旧作業及び試験運転を行うものとする。 なお、性能検査実施日については整備器材及び時期のとおりとする。			
(2) 整備場所 調達要領指定書による。			
(3) 整備器材及び時期 調達要領指定書による。			
(4) 整備の細部内容 調達要領指定書による。			
(5) 使用材料 調達要領指定書による。			
3 品質保証			
(1) 品質管理 受注者は、ボイラー整備士免許を有し、整備作業に精通した者を本整備に従事させるものとする。			

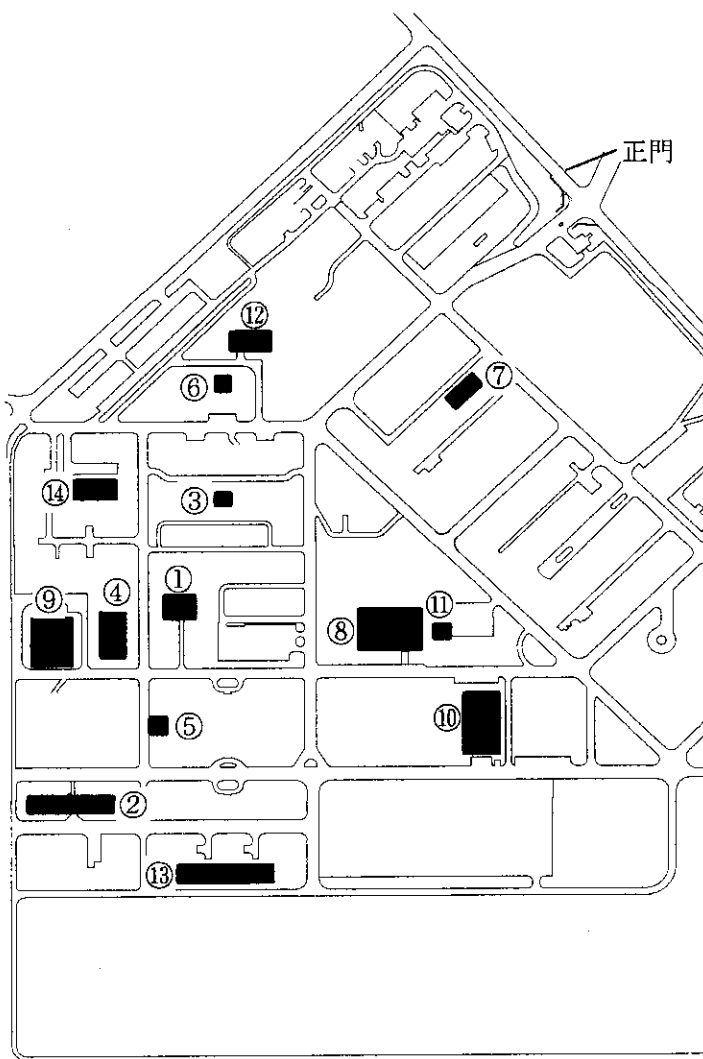
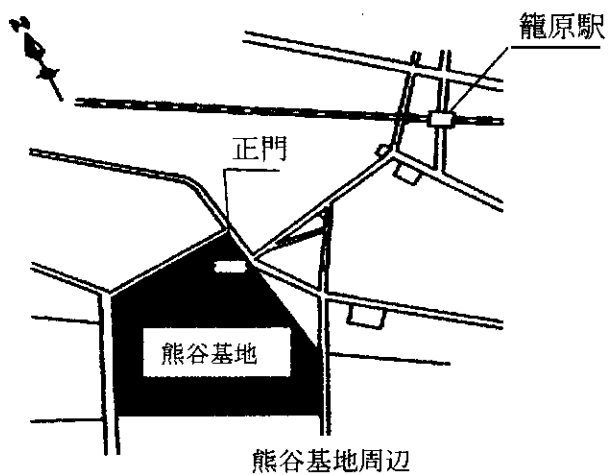
件名	ボイラー及び第一種圧力容器定期整備				
(2) 検査	官側が実施する完了確認及び性能検査に立ち会うものとする。また、完了検査はすべての提出書類を提出後に実施する。				
4 その他の指示					
(1) 提出書類	受注者は、監督官の指定する様式にて、次に示す書類を提出するものとする。				
	番号	書類名	提出期限	部数	備考
	1	実施工程表	着工14日前	1	
	2	業務責任者	契約後14日以内	1	社員証明書類
	3	技能士通知書	着工14日前	1	
	4	材料検査願	検査日	1	材料検査簿を添付
	5	発生材報告書	完成検査前日	1	発生材調書含む。
	6	完了通知書		1	
	7	写真		1	製本版(A4)
	8	打合せ簿	その都度	1	
	9	整備結果報告書	整備後速やかに	1	受注者仕様
(2) 業務管理					
	ア 業務責任者は、作業現場の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行うとともに、常に安全確保に留意し、事故の防止に努めるものとする。				
	イ 本整備の履行に際して、基地内の物品及び施設等を汚損又は破損させた場合は、受注者の責任において、速やかに原形に修復するものとする。				
	ウ 受注者は、本仕様書に明示なき事項及び履行上疑義が生じる事項は、監督官に確認し、必要に応じて契約担当官と協議するものとする。				
	エ 本仕様書に明記なき事項といえども、技術的に当然必要な事項は、受注者の負担により実施するものとする。				
(3) 基地内における遵守事項					
	ア 入出門手続き及び車両の運行及び火気の使用等は、熊谷基地規則及び監督官の指示を厳守するものとする。				
	イ 整備場所及びその経路並びに厚生施設(売店)以外への立ち入りを禁止する。				
(4) 秘密保全上における遵守事項					
	ア 整備写真は、携帯電話等(携帯電話、スマートフォン及びタブレットなどの情報通信機器)での撮影を禁止する。				
	イ 整備に関係のない撮影を禁止する。				
	ウ 携帯電話等は車内又は建物内の指定場所に保管し、官側の事務所内へは持込まないこと。また、携帯電話等の通話及び使用は、屋外で行うこと。				
	エ 本仕様書は、整備関係者以外への貸与、複製及び閲覧を禁止し、整備終了後は速やかに監督官に返納するものとする。				

調達要領指定書	発 簡 番 号				
	調 達 要 求 番 号	施-6			
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年4月12日			
	作 成 部 課	第4術科学学校業務部施設課			
	作 成 年 月 日	令和4年4月12日			
品名又は件名	ボイラー及び第一種圧力容器定期整備				
仕様書番号	熊谷-施0048-1				
指定事項：整備場所、整備器材及び時期、整備の細部内容、使用材料については、次のとおりとする。					
2	(2) 整備場所 別図のとおり。				
2	(3) 整備器材及び時期				
	No.	整備器材名	伝熱面積又は内容積	整備場所	性能検査実施日
	1	炉筒煙管ボイラー (RE-80F)	92.9 m ²	① 269	6月29日 ～30日
	2	貯湯槽	3.24 m ³	② 450	
	3	貯湯槽	4.89 m ³	③ 251	
	4	貯湯槽No.1	6.81 m ³	④ 279	
	5	熱交換器	0.145 m ³	⑤ 419	
	6	熱交換器	0.07 m ³	② 450	
	7	熱交換器	0.256 m ³	③ 251	
	8	熱交換器	0.053 m ³	⑥ 177	
	9	熱交換器	0.075 m ³	⑦ 212	
	10	熱交換器	0.157 m ³	⑧ 290	
	11	炉筒煙管ボイラー (RE-50FⅡ)	56.1 m ²	① 269	10月19日 ～20日
	12	炉筒煙管ボイラー (RE-50FⅡ)	56.1 m ²	① 269	
	13	貯湯槽	0.93 m ³	⑨ 400	
	14	貯湯槽	0.921 m ³	⑩ 410	
	15	貯湯槽	2.788 m ³	⑪ 241	
	16	貯湯槽	1.52 m ³	⑫ 178	
	17	熱交換器	0.08 m ³	⑬ 460	
	18	熱交換器	0.095 m ³	⑭ 281	
	19	熱交換器	0.071 m ³	⑪ 241	
	20	熱交換器	0.06 m ³	⑫ 178	
2	(4) 整備の細部内容 ア ボイラー整備 (ア) ボイラー内外部を機械的清掃法 (整備専用ブラシ等) により研磨及び清掃を行う。				

件 名	ボイラー及び第一種圧力容器定期整備
	<p>(イ) 煙管内は、チューブクリーナーで清掃を行い、煙管の内壁が見えるまで煤等を除去する。</p> <p>(ウ) 軽微な燃焼室の破損（目地のはがれ等）は、監督官が指定した耐火材又は同等品以上のもので補修をする。</p> <p>(エ) 水室内部に高圧洗浄機を使用する場合は、煙管群の奥まで届く範囲で被膜を落とさない程度にスケール、スラッジ等を除去しする。また、落とすきれないスケール、スラッジ等は専用ブラシにより研磨する。</p> <p>(オ) ボイラー付属品及び付属装置を取外し、分解整備及び研磨を行う。</p> <p>(カ) 主蒸気弁、ブロー弁及び逆止弁の分解整備並びに弁の摺り合わせをする。</p> <p>(キ) 安全弁の分解整備及び調整後の試験をする。</p> <p>(ク) 油、給水ストレーナーの清掃をする。</p> <p>(ケ) 制御盤の端子等の点検清掃をする。</p> <p>(コ) 押込ファンの点検清掃をする。</p> <p>(サ) 検査口蓋とその内側、水面計のセンターピースとそのコラム、給水スイッチ内部及びマンホールの蓋にボイラーペイントを塗布する。</p> <p>(シ) ヘッダー盲板を取付ける。</p> <p>(ス) ボルト、ナット及びフランジ等の研磨を行う。</p> <p>(セ) 連続ブロー装置の分解清掃を行う。</p> <p>(ソ) ボイラー3号缶押込みファン用モータ及び押込みファン用インペラの交換をする。また、モータの電気配線を行う時は、電気工事士の資格を有する者とする。</p>
イ 圧力容器整備	<p>(ア) 圧力容器内外部を機械的清掃法（整備専用ブラシ等）により研磨及び清掃をする。</p> <p>(イ) 熱交換器の本体内部は、全面を研磨しスケール等を除去する。</p> <p>(ウ) 貯槽湯の本体内部は、傷を付けないよう水洗いを行う。</p> <p>(エ) コイル蓋部分は、内部全面を研磨しスケール等を除去する。</p> <p>(オ) コイル外観部は、コイルの被膜を落とさないよう水洗いを行う。</p> <p>(カ) コイル内部は、銅管内を傷つけないよう通水しながら清掃する。</p> <p>(キ) チャンネルカバー及び付属品等（トラップ、ストレーナー）を取外し、分解整備及び研磨を行う。</p> <p>(ク) 安全弁の分解整備及び調整後の試験を行う。</p> <p>(ケ) 犠牲材の交換をする。</p> <p>(コ) 熱交換器のコイル蓋部分、本体内部、目盲フランジ及びチャンネルカバー（熱交換器、貯湯槽）にボイラーペイントを塗布する。</p> <p>(サ) 使用するシール材にはガスケットペーストを塗布する。</p> <p>(シ) ボルト、ナット及びフランジ等の研磨を行う。</p>
ウ ボイラー及び圧力容器復旧整備	<p>(ア) 付属品等の組立て及び取付けをする。</p> <p>(イ) 内部の水洗い及び水張り（軟水使用）並びに昇圧する。</p> <p>(ウ) 安全弁、逃がし弁、圧力調整器及び圧力制限器の調整する。</p>

件 名	ボイラー及び第一種圧力容器定期整備													
(エ) 弁類及びフランジ部の増し締めする。 (オ) ヘッダー盲板を取外す。 (カ) 整備後、試運転及び燃焼調整を行う。														
エ 品質管理														
(ア) ボイラー内部で使用する電線は、キャプタイヤケーブル又はこれと同等以上の絶縁効力と強度を有するものとし、移動電灯はガードを有するものを使用するものとする。														
(イ) 安全弁の整備結果報告書を提出するものとする。														
(ウ) 監督官及び検査官に指摘された事項は、速やかに是正するものとする。														
(エ) ボイラーの水洗いは、軟水で行うものとし、水張り時には、薬品の基礎投入を行うものとする。														
(オ) シール材は、各部品等に適したものを作成し、使用するものとする。														
オ 安全管理														
	ボイラー内部に入る場合は、内部を十分に冷却し、換気後入る。													
2														
(5) 使用材料														
本整備に使用する材料は、次に記載する規格品、製造所の製品又は同等品以上とする。														
<table border="1" data-bbox="276 1064 1157 1332"> <thead> <tr> <th data-bbox="276 1064 651 1108">品 名</th> <th data-bbox="651 1064 1070 1108">規 格</th> <th data-bbox="1070 1064 1157 1108">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="276 1108 651 1198">押込みファン用モータ</td> <td data-bbox="651 1108 1070 1198">30Kw2P200V全閉脚取付 ASB-FCK21E-2-30T</td> <td data-bbox="1070 1108 1157 1198">1 台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1198 651 1243">押込みファン用インペラ</td> <td data-bbox="651 1198 1070 1243">ASB-IMPKV-D#4.5</td> <td data-bbox="1070 1198 1157 1243">1 枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1243 651 1332">上記以外の製品</td> <td data-bbox="651 1243 1070 1332">JIS又はJAS規格品 (同規格のない部品を除く)</td> <td data-bbox="1070 1243 1157 1332"></td> </tr> </tbody> </table>	品 名	規 格	数量	押込みファン用モータ	30Kw2P200V全閉脚取付 ASB-FCK21E-2-30T	1 台	押込みファン用インペラ	ASB-IMPKV-D#4.5	1 枚	上記以外の製品	JIS又はJAS規格品 (同規格のない部品を除く)			
品 名	規 格	数量												
押込みファン用モータ	30Kw2P200V全閉脚取付 ASB-FCK21E-2-30T	1 台												
押込みファン用インペラ	ASB-IMPKV-D#4.5	1 枚												
上記以外の製品	JIS又はJAS規格品 (同規格のない部品を除く)													

整備場所



■ 整備場所

No.	建物番号
①	269
②	450
③	251
④	279
⑤	419
⑥	177
⑦	212
⑧	290
⑨	400
⑩	410
⑪	241
⑫	178
⑬	460
⑭	281